

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方

中野区民2名(以下「相手方ら」という。)

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和7年(2025年)3月19日

(2) 事故発生場所

相手方らが共有持分を有する建物の敷地内

(3) 事故発生状況

区の職員が、上記(2)の事故発生場所の敷地に接する区道の拡幅整備工事に関し、誤って当該敷地の一部を含む区域を当該拡幅整備工事の施工範囲として指定し、当該敷地の一部に縁石等が設置されたことにより、相手方らが当該敷地内において施工中であった塀の設置工事に支障が生じ、当該塀の設置工事が遅延した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方らが被った損害547,828円について、相手方らに対し賠償する義務があることを認め、相手方らの指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和7年(2025年)8月7日

5 区の賠償責任

本件事故は、区の職員が誤って相手方らが共有持分を有する建物の敷地の一部を含む区域を区道の拡幅整備工事の施工範囲として指定し、当該敷地の一部に縁石等が設置されたことにより発生した事故であり、相手方らが被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方らの損害額は、塀の設置工事の遅延に伴い発生した追加費用の合計547,828円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

(1) 当該縁石等を撤去した。

(2) 所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行うとともに、所属長から所属の職員全員に対し注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。

【報告案件２】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和７年（２０２５年）５月３日

(2) 事故発生場所

相手方自宅敷地内

(3) 事故発生状況

区立中学校の野球部の練習中に、打球が、同校の敷地内に設置されている防球フェンスを越えて飛球し、相手方自宅の雨樋に衝突した。この事故により、当該雨樋が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害２７５，０００円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和７年（２０２５年）９月９日

5 区の賠償責任

本件事故は、本件区立中学校の野球部の練習において高反発性のバットの使用を禁止していなかったところ、当該野球部の練習中に当該バットが使用されたことが原因で発生した事故と考えられることから、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方自宅の雨樋の修理費の合計２７５，０００円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

本件区立中学校の野球部の練習において高反発性のバットの使用を禁止するとともに、教育委員会から各区立中学校の校長に対し、部活動中における事故についての注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。